

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年2月13日 14時25分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港南方沖 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位182° 1.8海里付近 (概位 北緯34° 40.0′ 東経134° 50.1′)
事故の概要	貨物船第十六善丸は、南東進中、また、漁船第七松本丸は、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成31年2月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十六善丸、488トン 134179、健洋海運建設株式会社 B 漁船 第七松本丸、9.7トン HG2-7059（漁船登録番号）、個人所有 第260-49175号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に割損、操業用フレームパイプに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか4人が乗り組み、南東進中、船長Aが、右舷船首方に北進するB船を認め、B船の速力がA船より遅いのでB船の船首方を通過できると思い、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、B船と衝突のおそれを感じて機関を中立運転とし、次いで後進としたが、B船と衝突した。 B船は、船長が1人で乗り組み、操業を終えて北進中、船長Bが、左舷船首方に南東進するA船を認め、更に接近すればA船が避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、A船と衝突のおそれを感じて左舵を取ったものの、A船と衝突した。
分析	A 船は、南東進中、船長Aが、B船の速力がA船より遅いのでB船の船首方を通過できると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、北進中、船長Bが、左舷船首方を南東進するA船が避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が南東進中、B船が北進中、船長Aが、B船の速力がA船より遅いのでB船の船首方を通過できると思い、また、船長Bが、左舷船首方を南東進するA船が避けると思い、共に同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 接近する他船の動きを憶測で判断せず、他船の正確な動きを把握すること。・ 他船と衝突のおそれがある場合、適切な時機に衝突を避けるための措置を採ること。